

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和5年3月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200463 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2200020 号

第1 結論

昭和 61 年 * 月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 41 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 * 月から平成元年 3 月まで

請求期間について、国民年金の納付記録がないが、当該期間は大学生であり、A 市で一人暮らしをしていたため、B 市に住む両親が私に代わり国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、A 市にある大学に通う学生（昼間）であったため、自身に代わり B 市に住む両親が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた旨主張している。

しかしながら、改製原附票及び住民票の除票により、請求者は請求期間において A 市に住所を定めていること（ただし、請求期間のうちの平成元年 3 月 26 日に B 市に転入）が確認でき、学生である請求者が国民年金の任意加入手続を行う際の窓口となる A 市は、保存する国民年金被保険者名簿の副本（電子データ）を確認したが、請求者に係る国民年金の被保険者記録は確認できない旨回答している上、B 市は、文書保存期間の経過により、当時の被保険者名簿はないものの、電子記録を確認したところ、請求者の氏名は確認できない旨回答及び陳述している。

また、国民年金払出簿検索システム及び社会保険オンラインシステムにおいて、請求者の氏名及びこれと類似する複数の氏名による検索を行ったものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間となっている。

さらに、B 市は、請求者が A 市に住所を有している間は、B 市において国民年金の任意加入手続を受付することはできない旨回答及び陳述していることから、請求者の両親が同市役所において、請求者の国民年金の任意加入手続を行うことはできないところ、これらを行ったとする両親からは請求者の請求期間における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に係

る状況を確認することができないほか、請求者は、両親から聞いていた納付状況等について、今となっては、具体的に記憶していないとしている。

そのほか、請求者が請求期間について国民年金に加入していたことをうかがわせる資料及び請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。